

# 提案に対する技術的質問

〔第14回対策委員会〕

平成20年3月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

委員提案資料①（E案）に対する意見・質問事項

○各対策工の具体的な問題について

→ 下流側部分遮水壁の設置範囲の具体的な根拠はどのように考えているのか？

→ 鉛直遮水壁端部付近から下流への回り込みする地下水の対応はどのように考えているのでしょうか

（第8回対策委員会資料4では、遮水壁の囲い込み方について解析を行っております。参照ください。）

→ 「遮水壁設置箇所・壁延長」と「揚水井戸の設置箇所・本数」ならびに「揚水した水の処理」についての根拠・考えかたについてご意見お聞かせください

→ E案について見る限り、C案に近い対策工ですが、ポンプなどの設備が停止するなどのことが考えられますが、そのようなリスクに対してはどのようにお考えですか

以上

## 委員提案資料① (E案)に対する意見

(当座 No.1)

### (ア) 下流側部分遮水壁の設置範囲について

RD産業廃棄物最終処分場問題の経過と現状について (H18年12月) の  
2. 現在までの調査 ② 処分場周辺の地質構造 (P11. 1339頁~) の中で

『地質構造は、南北方向では北に、東西方向では西にそれぞれ2~10度傾いている。大局的にみると最終処分場周辺の基盤をなす古琵琶湖層群は北西~西にかけて傾斜しているものと考えられる。』と述べられています。

また、『浸透水の流動方向 (第13回対策委員会資料3 委員会報告(答申)案第9) と地下水 (KJ2帯水層) の流動方向 (第13回対策委員会資料3. のP14) については概ね南東から北西方向に流れていることが確認された。(図2-6参照)』

上記の3点 (地質構造と浸透水の流動と地下水の流動) に加えてバリア井戸による地下水位低下予測 (図2-2-10 解析結果) から下流側部分遮水壁の設置範囲を考えた。

### バリア井戸による地下水位低下予測 (図2-2-10 解析結果)

『バリア井戸1本当たりの揚水量を20m<sup>3</sup>/日とした場合の解析結果であるがバリア井戸設置ラインを中心に地下水位は最大で5m程度低下する。処分場周辺の地下水はバリア井戸方向に流下して(ることが)わかり、バリア井戸の効果は期待できる。』 (第8回対策委員会資料4 P26より)

※ 今回の掘削調査によりV70-7 (焼却炉の埋立確認と分布状況把握調査) で平均5.2mの深さまで掘削されるが地山が確認出来なかった。(廃棄物が埋められていたことがわかった)ので 奥の井戸(4-1)付近まで遮水壁が必要と考えた。

### (イ) 鉛直遮水壁端部付近の地下水について

地下水揚水井戸の位置を見直す。上流側の壁端部付近に揚水井戸を新設することで対応する。

(当座 No.2)

(7) その他

※ 廃棄物と地下水帯水層(KS2層)とが接している箇所は遮水対策として汚染土壌(廃棄物土)は産業廃棄物として処理し、客産4品目(廃棄物)は洗浄後に埋戻す。粘土がこれに部分の修復を行う工事に2年半かかる事から下流側部分鉛直遮水壁と地下水揚水井戸(遮水壁に沿って設置)の組み合わせにより、汚水を集めてくみ上げ水処理施設で処理する。(浸透水揚水井戸から浸透水をくみ上げて水処理施設で処理をする。水処理施設で処理された水は、公共下水道へ流すため排水基準が満たすように配慮が必要。)

※ 今回の追加調査で 廃棄物と地下水帯水層(KS2層)とが接している露出面積は  $449\text{m}^2$  と推定されている。この箇所の遮水対策工事の実施計画前にコアボーリングによって露出面積を確定する必要がある。

※ 揚水井戸のポンプ等、定期点検の頻度を考慮し、確実に実施すること。(流量計を付ける等 4207で33体制を考慮する。)